

令和8年 第3回 定例教育委員会 会議録

招集日時	令和8年3月27日 午後6時30分				
開会日時	令和8年3月27日 午後6時30分				
閉会日時	令和8年3月27日 午後8時15分				
開催場所	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室				
教育長	朝倉 孝				
委員出席状況	席番	氏名	出席別	説明のため出席した者	
	1	茂井万里絵	出席	教育部長 内田 和明	社会教育課長 木村 裕之
	2	西山 幸吉	出席	教育総務課長 星野 光	主幹兼上福岡歴史民俗資料館長 井上 樹朗
	3	吉野 榮	出席	学校教育課長 清水 篤史	
	4	星野 弘明	出席	学校給食課長 山崎 純	
				主幹兼おどり学校給食センター所長 大高 修一	
書記	教育総務課係長 田島 輝		傍聴人数	1人	
会 議 概 要					
議 事 等					
報告第3号	専決処理に関する報告について（令和7年度ふじみ野市一般会計補正予算（第8号）について）				
報告第4号	専決処理に関する報告について（令和8年度ふじみ野市一般会計予算について）				
報告第5号	教育委員会委員の任命について				
報告第6号	教育長の任命について				
報告第7号	令和8年第1回ふじみ野市議会定例会一般質問の概要について				
第9号議案	ふじみ野市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定することについて（可決）				
第10号議案	ふじみ野市教育委員会会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則（可決）				
第11号議案	ふじみ野市入学準備金・奨学金利子補給要綱の一部を改正する告示（可決）				
第12号議案	ふじみ野市立小・中学校職員服務規則の一部を改正する規則（可決）				
第13号議案	ふじみ野市学校運営協議会規則の一部を改正する規則（可決）				
第14号議案	ふじみ野市教育委員会決裁規程等の一部を改正する訓令（可決）				

第15号議案	ふじみ野市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則（可決）
第16号議案	令和8年度ふじみ野市教育委員会職員人事について（可決）
第17号議案	ふじみ野市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱することについて（可決）
第18号議案	令和8年度ふじみ野市教育委員会工事計画を策定することについて（可決）
第19号議案	ふじみ野市学校運営協議会委員を委嘱及び任命することについて（可決）
第20号議案	ふじみ野市文化財保護審議会委員を委嘱することについて（可決）
第21号議案	ふじみ野市地域学校協働活動推進員を委嘱することについて（可決）
第22号議案	教育に関する事務について定める条例議案の作成における意見聴取について（可決）
(午後6時30分)	○開会の宣告
教育長	ただ今から、令和8年第3回定例教育委員会会議を開会いたします。
	○会議録の承認
教育長	まず始めに、前回定例会及び臨時会の会議録の承認についてです。 事前に委員の皆様にお配りしておりますが、何か確認事項等がございますか。
各委員	(なし)
教育長	特に無いようですので、この内容で承認してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	それでは、会議録につきましては、この内容で承認といたします。 後ほど、委員の皆様のご署名をお願いします。
	○教育長からの報告
教育長	次に、報告をさせていただきます。 (報告) 以上、何点か報告させていただきましたが、確認事項等がございますでしょうか。
各委員	(確認事項なし)
教育長	それでは議事に入ります。

<p>教育長</p>	<p>○審議順序の変更及び非公開について</p> <p>審議を円滑に進めるため、委員の皆様にお諮りしたいことが1点ございます。</p> <p>第16号議案「令和8年度ふじみ野市教育委員会職員人事について」は、人事案件のため、非公開とし、最後にご審議いただきたいと思えます。</p> <p>以上、よろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、そのように決定いたします。</p> <p>本会議に提案させていただいた議事の件数は、報告事項5件、議案14件です。</p>
<p>教育長</p>	<p>○報告理由の説明</p> <p>それでは、教育部長から報告事項5件の報告理由の説明をお願いします。</p>
<p>教育部長</p>	<p>(報告理由の説明)</p>
<p>教育長</p> <p>教育総務課長</p>	<p>○報告第3号</p> <p>それでは、報告第3号「専決処理に関する報告について（令和7年度ふじみ野市一般会計補正予算（第8号）について）」を教育総務課長より報告をお願いします。</p> <p>継続費、繰越明許費、歳入、歳出の順に補正予算の主なものをご説明いたします。</p> <p>まず、第2表継続費補正になります。</p> <p>大井東中学校校舎大規模改造事業につきましては、令和5年、6年、7年度の3か年の継続事業として実施、福岡中学校D棟大規模改造事業につきましては、令和6年、7年度にそれぞれ実施してまいりましたが、事業完了に伴いまして、契約額の確定による減額補正となります。</p> <p>次に、第3表繰越明許費補正になります。</p> <p>現在整備中のふじみ野市立博物館に対し、2,000万円の寄附の申し出</p>

があり、本寄附金を活用し、博物館の展示資料レプリカ等を作成する業務委託として計上するものとなります。計上した予算を翌年度において執行できるようにするため、繰越明許費として設定するものとなります。

次に歳入についてです。

教育総務課の学校施設環境改善交付金につきましては、学校施設整備などを促進するため、決められたメニューに沿って交付される国庫補助金となります。

今回、学校校舎のLED化と福岡中学校A棟長寿命化に関する費用について申請していたところではありますが、令和7年度は耐震化や体育館冷房設備などの重点項目が優先して採択されたことから、本市は不採択となったため、全額を減額するものです。

次に、学校教育課の教育事務負担金の減額につきましては、富士見市、三芳町、川越市との間での規約に基づき実施している教育事務負担金について、対象の児童が在籍している学校のLED化工事費用の確定に伴い減額するものです。

社会教育課の民間開発発掘調査委託金の減額は、民間の発掘調査が想定より少なく決算見込に伴う減額を行うものでございます。

大井郷土資料館につきましては、博物館への寄附金を計上しております。寄附者の方との面談を重ね、ご意向を伺いながら作成する展示品などの調整を行い、本補正予算において「博物館展示資料レプリカ作成業務委託料」として歳出予算を計上しております。

次に歳出になりますが、増減理由にもありますが、全般に渡って、事業執行に伴う、契約差額などが主なものとなります。

内容としましては、会計年度任用職員の報酬等や光熱水費、各種業務委託、工事請負費等につきまして、当初予算額と実際の執行額、契約額に基づき、年度末までに執行残が見込まれるものにつきまして、減額補正を行ったものでございます。

なお、大井郷土資料館の増額につきましては、歳入でご説明しました寄附金を活用し、展示資料レプリカを作成するものです。

ただ今の報告事項について、委員の皆様からご質問・ご意見がござい

教育長

<p>各委員 教育長 各委員 教育長</p>	<p>ましたらお願いします。 (なし) この報告の内容については、よろしいでしょうか。 (了承) ありがとうございました。</p>
<p>教育長 教育総務課長</p>	<p>○報告第4号 次に、報告第4号「専決処理に関する報告について（令和8年度ふじみ野市一般会計予算について）」を教育総務課長より報告をお願いします。 令和8年度ふじみ野市一般会計予算について、令和8年度当初予算の概要、教育部関係の歳入歳出の主なものをご説明いたします。 まず、本市の令和8年度当初予算の概要となります。令和8年度一般会計歳出予算の総額は、532億2,452万6千円で、前年度比0.9%の増、金額にして4億5,758万円の増額となりました。 令和8年度予算で教育費の占める割合は、約12.7%、金額にして67億4,725万5千円となりました。前年度からは8.1%の減、金額にして約5億9,450万2千円の減額となりました。 次に継続費、債務負担行為、歳入、歳出の順に当初予算の主なものをご説明いたします まず、継続費です。 令和8年から令和10年にかけて、3か年で大規模改造工事を実施する東原小学校校舎大規模改造事業を設定いたしました。 次に債務負担行為です。 令和8年度から令和9年度にかけて実施する。あおぞら学校給食センター厨房機器購入業務になります。令和8年度中での契約を行い、令和9年度での納品を予定していることから債務負担行為の設定を行ったものとなります。 次に歳入になります。 学校教育課の教育事務負担金、17,552千円は、富士見市、川越市、三芳町の児童生徒を一部の学校で受け入れており、その児童生徒数に応</p>

じ工事費用等に係る負担金を受け入れているものです。令和7年度に引き続き、令和8年度は、小中学校の校舎のLED化工事を実施しますが、対象校が前年度より少なくなったことからその改修事業費に応じた分が減額の主な要因となっています。

公立学校情報機器整備費補助金 29,553 千円は、後ほど歳出でもご説明しますが、児童生徒用タブレット端末の購入費に係る国からの補助金になります。

次に、学校給食課の学校給食費保護者等負担金現年度分 212,365 千円に関して、前年度から 268,591 千円の減、及び市町村学校給食費負担軽減交付金 313,423 千円の皆増につきましては、国及び県による学校給食費の抜本的な負担軽減の実施予定に関連した、小学校児童保護者負担分の減額を踏まえたものとなります。

次に社会教育課の放課後子ども教室推進事業費の県補助金 8,603 千円ですが、令和8年度は、補助対象経費である指導員謝礼の単価を増額したことによる増となっています。

次に、上福岡歴史民俗資料館の博物館施設使用料 313 千円及び開館記念イベント参加者負担金 332 千円につきましては、博物館開館に伴う新たな歳入となります。

次に歳出の主なものについてご説明いたします。

教育総務課の小学校施設管理事業の 955,343 千円としては、東原小学校増築棟工事の実施、三角小学校内外装改修工事設計業務及びプール解体工事設計業務等の実施を予定しております。

小学校大規模改造事業 167,100 千円は、上野台小学校校舎大規模改造工事の設計業務の実施及び東原小学校大規模改造工事の実施を予定しております。

中学校施設管理事業の 106,943 千円につきましては、葦原中学校のLED化工事の実施及び大井中学校及び葦原中学校の1年生のロッカー拡張修繕の実施を予定しております。

中学校大規模改造事業 1,132,661 千円につきましては、花の木中学校の大規模改造工事及び福岡中学校A棟の長寿命化工事の2期目となりますが、前年度からは大井東中学校及び福岡中学校D棟の大規模改造工事

	<p>完了に伴う大きな減額がございます。</p> <p>次に、学校教育課の国際化・情報化教育推進事業の292,812千円については、歳入でご説明しました児童生徒用タブレット端末機を約800台購入するため、約57,000千円を見込んでおります。なお、令和7年度はタブレットを約5,600台購入するための予算を計上していたことから、前年度との比較では大きな減額となっております。</p> <p>就学援助・奨励事業の76,202千円については、国補助金の単価引上げ等により、新入学学用品費及びクラブ活動費を増額したものの、小学校給食費の負担軽減の影響により学校給食費分を減額計上したため、前年度より約25,000千円の減となっております。</p> <p>次に、学校給食のあおぞら学校給食センター管理運営事業については、オープン、冷蔵庫等の厨房機器を計画的に更新している中で、更新する機器の内容に伴い約33,000千円の減額となっております。</p> <p>社会教育課の各種事業については、単価増等に伴う増が主な要因となっております。</p> <p>最後に上福岡歴史民俗資料館及び大井郷土資料館の各種事業については、博物館開館に伴う新規事業費の計上の他、移転作業に伴う資料運搬等の諸経費の増となっております。</p>
教育長	<p>ただ今の報告事項について、委員の皆様からご質問・ご意見がございましたらお願いします。</p>
各委員	<p>(なし)</p>
教育長	<p>この報告の内容については、よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(了承)</p>
教育長	<p>ありがとうございました。</p>
	<p>○報告第5号</p>
教育総務課長	<p>次に、報告第5号「教育委員会委員の任命について」を教育総務課長より報告をお願いします。</p> <p>令和8年2月20日に開会いたしました、令和8年第1回ふじみ野市議会定例会において、市長から提案された第32号議案「教育委員会委員の任命について」が審議されました。</p>

	<p>西山 幸吉委員が令和8年3月18日をもって教育委員会委員の任期が満了となることに伴いまして、再度教育委員会委員として任命するため、法令等の規程に基づき提案されたものでございます。</p> <p>本議案は、2月25日の本会議において、議案の審議が行われ、全会一致で任命する事に同意を頂いたところでございます。</p> <p>ただ今の報告事項について、委員の皆様からご質問・ご意見がございましたらお願いします。</p>
教育長	
各委員	(なし)
教育長	この報告の内容については、よろしいでしょうか。
各委員	(了承)
教育長	ありがとうございました。
	<p>○報告第6号</p>
教育長	次に、報告第6号「教育長の任命について」を教育総務課長より報告をお願いします。
教育総務課長	<p>令和8年第1回ふじみ野市議会定例会において、3月10日に市長から追加議案として提出された第39号議案「教育長の任命について」が審議されました。</p> <p>朝倉 孝教育長が令和8年3月31日をもって辞職することに伴いまして、後任として現葦原中学校校長山崎 祐一氏を教育長に任命するため、法令等の規程に基づき提案されたものでございます。</p> <p>本議案は、3月18日の本会議にて議案の審議が行われ、全会一致で任命する事に同意を頂いたところでございます。</p>
教育長	ただ今の報告事項について、委員の皆様からご質問・ご意見がございましたらお願いします。
各委員	(なし)
教育長	この報告の内容については、よろしいでしょうか。
各委員	(了承)
教育長	ありがとうございました。
	<p>○報告第7号</p>

<p>教育長</p> <p>教育総務課長</p>	<p>次に、報告第7号「令和8年第1回ふじみ野市議会定例会一般質問の概要について」を教育総務課長より報告をお願いします。</p> <p>一般質問については、3月10（火）日から12日（木）の3日間にわたって行われ16人の議員から44項目にわたり質問がございました。このうち教育部に関する質問は、6人の議員から7項目の質問がありました。</p> <p>議員別の質問事項や答弁要旨につきまして、概要をご説明します。</p> <p>坪田 敏孝議員からは、「小・中学校等での非認知能力の涵養(かんよう)とそれへの評価」について質問がありました。</p> <p>小・中学校では、各教科等の授業だけでなく、学校教育全体を通して、児童生徒の非認知能力の育成に取り組んでおり、引き続き授業改善等を図りながら、主体的・対話的な深い学びの充実に取り組む旨をお答えしております。</p> <p>古越 孝子議員からは、「図書館サービスの利便性の向上について」の項目で、「駅周辺への図書館返却ポスト設置について及び設置に向けた課題認識及び検討状況」について質問がありました。</p> <p>返却ポストの設置については、様々な課題が懸念される場所ではありますが、図書館利用の促進、市民サービス向上の観点から、大変有意義であると考えため、設置可能な場所や運用方法を調査するとともに、返却ポストの設置について研究していく旨をお答えしております。</p> <p>鈴木 美恵議員からは、「児童・生徒の防災意識の向上」の項目で、「（1）小学生から発達段階に応じた「命のカリキュラム（命の授業）の推進を」「（2）中学生が自分の身を守るとともに「助ける側」への意識改革を促すこと」について質問がありました。</p> <p>まず、命のカリキュラムについては、児童生徒の発達段階に応じて、各教科等の授業や学校行事など、様々な機会を通して命の大切さを学ぶ場としており、「自他の命を守る」という視点から、児童生徒が命を大切に作る心と命を守るための具体的な行動力の育成に取り組んでいる旨をお答えしております。</p> <p>また、「助ける側」への意識改革を促すことにつきましても、令和元年度から市の総合防災訓練に中学生が参加しており、大きな災害が発生</p>
--------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

した際には、地域にいる中学生が避難所運営等に協力できる人材として、災害支援に係る活動を取ることが期待されている中、今後も中学生の安全確保を最優先としながらも、中学生が主体的に関わることができる活動の在り方について検討していく旨をお答えしております。

野口 一也議員からは、大きい項目で2点「小・中学生への普通救命講習について」「教職員への応急手当普及員取得について」に関する質問がありました。

まず、普通救命講習については、小・中学校では、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じて、授業の中で心肺蘇生法、AEDの使用方法など、応急手当に関する学習を実施している旨をお答えし、各学校での普通救命講習の導入については課題があるものの、小学校高学年以上を対象とした救命入門コースについて、各学校で可能な範囲で実施できるよう、情報提供に努めていく旨をお答えしております。

また、教職員への応急手当普及員取得については、現在本市に普及員として認定された教職員が10名程度おりますが、資格の有無に関わらず教職員が常に率先して子供たちを守る体制を整備していく旨をお答えしております。

床井 紀範議員からは、「小・中学校のタブレット端末と副教材との併用」について質問を頂きました。

タブレット端末の活用方法として、近年では情報共有アプリを活用することで思考を深める学習ツールとしての活用が広がっていることや、様々な具体的な事例を挙げながら課題解決に取り組んでいることをお答えしております。

最後に板倉 篤議員からは、「市民が利用しやすい図書館」の項目で質問がありました。

各図書館の利用状況をお答えした上で、図書館利用者の利便性や利用しやすい図書館となるよう、応えてまいりたい旨をお答えしております。

また、読書通帳の導入については、以前に手作りで作成した読書通帳を継続して活用を図っている旨をお答えしております。

それぞれの質問に対する答弁の内容は、お手元の報告書のとおりで

教育長	す。
吉野委員	ただ今の報告事項について、委員の皆様からご質問・ご意見がございましたらお願いします。
学校教育課長	野口議員の「教職員への応急手当普及員取得について」に関連して、応急手当普及員の資格を持った職員がいると校内で研修が実施可能になります。市内で10名程資格を持った方がいらっしゃるのですが、この資格は有効ですので、要望として、各学校に資格者を配置できるようご支援、ご指導いただきたいと思います。
教育長	そのように努めてまいりたいと思います。
各委員	他にご質問、ご意見等ございますか。
教育長	(なし)
各委員	この報告の内容については、よろしいでしょうか。
教育長	(了承)
教育長	ありがとうございました。
	以上で報告事項の報告を終了いたします。
	○提案理由の説明
教育長	次に、議案の審議に移ります。
教育部長	それでは、教育部長から議案14件の提案理由の説明をお願いします。
	(提案理由の説明)
	○第9号議案
教育長	それでは、第9号議案「ふじみ野市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定することについて」の説明を学校教育課長よりお願いします。
学校教育課長	令和2年4月1日より、「ふじみ野市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために、時間外在校等時間を基に業務量の管理を実施しております。
	また、現在の「働き方改革基本方針」においては、単に労働時間を削

減することに留まらず、教職員が働きやすい、働きがいがある職場環境の確立を目標の一つに定め、時間だけでは推し量れない教職員のウェルビーイングを高めながら、子供たちへのよりよい教育を実現できるよう、働き方改革を推進しております。

実施計画の1. 計画の趣旨・現状をご覧ください。

本計画は、教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教職員の働きやすさと働きがいを両立し、学習指導要領等において目指されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うことを目的として策定するものです。本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教職員のウェルビーイングを確保し、ふじみ野市の未来を担う子供たちの豊かな学びと成長を実現することを目指してまいります。

本市の現状といたしましては、これまでに、文書作成や調査回答事務の効率化、会議・研修会等の精選、「ふれあいデー」の設定、「働き方改革推進委員会」の設置、「学校閉庁日」の設定、「ICカードによる在校等時間把握システム」の導入、「ふじみ野市の部活動の在り方に関する方針」の策定、「時間外案内機能付き電話」の導入、各種様式における「押印」の廃止及び事務のペーパーレス化の推進などの取組を実施してまいりました。時間外在校等時間につきましても、一定の成果が見られますが、これまで示していた目標には及ばない現状がございます。

実施計画の、2. 目標をご覧ください。

時間外在校等時間に関する数値目標と、働きがい等に関する数値目標を定めております。

以降は、実施する内容の具体的な事項及び関連する取組、今後のフォローアップについて示しております。

文部科学省が示す「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、業務の見直しを進めてまいります。また、学校における措置の推進として、各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数等の見直しや日課表の工夫等を推進するよう学校と連携を図ります。さらに、教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組として、ストレスチェックの完全

	<p>実施及び結果等の活用、学校閉庁日の設定、ふれあいデーに関する趣旨の周知及び適切な実施の働きかけ等を推し進めてまいります。</p> <p>各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化いたします。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施してまいります。</p>
教育長	<p>この案件について、委員の皆様からご質問がございましたらお願いします。</p>
各委員	<p>(なし)</p>
教育長	<p>ご質問が無いようですのでお諮りいたします。</p> <p>第9号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(賛成)</p>
教育長	<p>賛成総員と認め、第9号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
	<p>○第10号議案</p>
教育長	<p>次に、第10号議案「ふじみ野市教育委員会会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則」の説明を教育総務課長よりお願いします。</p>
教育総務課長	<p>令和7年の人事院勧告に基づき、職員の給与見直しが行われたことに伴い、市長部局の会計年度任用職員の報酬額も見直しが行われたことから、同様に教育委員会の会計年度任用職員の報酬額を見直すものです。</p>
教育長	<p>この案件について、委員の皆様からご質問がございましたらお願いします。</p>
各委員	<p>(なし)</p>
教育長	<p>ご質問が無いようですのでお諮りいたします。</p> <p>第10号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(賛成)</p>
教育長	<p>賛成総員と認め、第10号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>

<p>教育長</p>	<p>○第 1 1 号議案</p> <p>次に、第 1 1 号議案「ふじみ野市入学準備金・奨学金利子補給要綱の一部を改正する告示」の説明を教育総務課長よりお願いします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>新旧対照表をご覧ください。主な変更内容としましては、記載漏れ等が無いようにこれまで両面の様式だったものを片面の様式に改め、併せて文言の整備を行ったものとなります。</p>
<p>教育長</p>	<p>この案件について、委員の皆様からご質問がございましたらお願いします。</p>
<p>各委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>ご質問が無いようですのでお諮りいたします。</p> <p>第 1 1 号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(賛成)</p>
<p>教育長</p>	<p>賛成総員と認め、第 1 1 号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>○第 1 2 号議案</p> <p>次に、第 1 2 号議案「ふじみ野市立小・中学校職員服務規則の一部を改正する規則」の説明を学校教育課長よりお願いします。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>主な改正内容が 2 点ございます。</p> <p>1 点目は、子育て部分休暇の新設です。</p> <p>令和 7 年 1 0 月 1 6 日付け埼玉県人事委員会からの人事管理に関する報告を踏まえ、小学校就学後の子を養育する学校職員の休暇制度を新設することを目的とし、令和 8 年 2 月 1 9 日に学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例が県議会に提出されました。</p> <p>それを踏まえ、本規則の一部を改正するものです。</p> <p>新旧対照表の第 1 1 条をご覧ください。子育て部分休暇が新設されたことにより、第 8 項及び第 9 項に休暇の請求や承認等について明記いたしました。</p> <p>2 点目は、部分休業の取得方法の拡充です。</p> <p>令和 7 年 9 月 1 9 日付け教小第 3 1 3 号にて埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課長より「令和 7 年 1 0 月 1 日施行に係る休暇・休業制度等の変更について」通知があり、部分休業の取得方法拡充にあたり、</p>

	<p>市町村教育委員会規則で定められる様式が改正されるまでの措置が示され、市として県費負担教職員が新たに部分休業を請求することができるよう対応してまいりました。</p> <p>令和7年9月30日付け教県第1035-2号にて埼玉県教育委員会教育長より「「埼玉県立学校職員サービス規則」の一部改正について」通知があり、令和7年10月1日施行に係る休暇・休業制度等一覧の情報提供があり、それを踏まえた上で、本規則の一部を改正するものです。</p> <p>新旧対照表の第18条をご覧ください。部分休業の取得方法が大きく2種類に拡充されたことにより、第1号部分休業と第2号部分休業となり、第18条の育児休業等の部分休業の請求に係る申出や承認を、それぞれの様式をもって行うこととなりました。</p> <p>以上の2点を改正したことに伴い、併せて様式の整理を行いました。</p> <p>なお、令和8年4月1日施行予定としております。</p> <p>小学1年生から3年生までの子供をもつ教職員が朝2時間無休の休暇を取得できるようになります。こういった制度を作ることは教職員にとってメリットもありますが、取得する職員が複数人居た場合の対応として、人員配置に関して課題が想定されます。</p> <p>この案件について、委員の皆様からご質問がございましたらお願いします。</p>
教育長	
西山委員	<p>市内で該当となる教職員は、何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>来年度については、学校の規模感にもよりますが、学校によっては4～5名程度で最大でも6名程度が対象者として見込まれます。</p>
茂井職務代理	<p>小学4年生以上の子がいる家庭で、新たに1年生となる子がいらっしゃった場合なども対象になるのでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>小学1年生から3年生までの子供がいる場合は、全て対象となります。</p>
星野委員	<p>小学校1年生から3年生までの子供がいらっしゃる教職員は、担任に就かせにくくなるといった影響はあるのでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>本来であればそういった事情を優先して、担任等の配置をすべきところですが、最終的にこの方針が決まったのは2月後半になってからですので、そういった中で希望をとって、次年度の人事に活かすことはでき</p>

<p>星野委員</p>	<p>ていない状況です。</p> <p>令和8年度の状況をみながら翌年度以降また検討するような形でしょうか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>その予定です。</p>
<p>西山委員</p>	<p>現時点で、どの程度の方が取得される予定なのでしょうか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>全ての職員から聞き取りができたわけではありませんが、各学校の校長に周知を図り、調査したところ、令和8年度については、全体で5名程度が取得見込と捉えております。</p>
<p>教育長</p>	<p>他にご質問、ご意見等ございますか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>ご質問が無いようですのでお諮りいたします。</p>
<p>各委員</p>	<p>第12号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(賛成)</p>
<p>教育長</p>	<p>賛成総員と認め、第12号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>○第13号議案</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>次に、第13号議案「ふじみ野市学校運営協議会規則の一部を改正する規則」の説明を学校教育課長よりお願いします。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条が新設されたことに伴い、先ほどご可決いただきました、「ふじみ野市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を定め、令和8年4月より実施してまいります。</p> <p>そこで、本議案は、「ふじみ野市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定にあわせ、ふじみ野市学校運営協議会規則の一部を改正するものでございます。</p> <p>新旧対照表をご覧ください。第4条第1項に「業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。」を加え、学校運営協議会において各校における業務量管理・健康確保措置に係る取組を報告・協議することを明確に示しました。</p> <p>今後、各学校の学校運営協議会において、各学校における業務量管理・健康確保措置に係る取組等について報告を受けるとともに、その内</p>

	<p>容や実施方法などについても熟議を図ること、場合によっては委員が具体的な取組を提案することや、「業務の3分類」を踏まえた業務の見直しに協力することなどが想定されます。</p> <p>これまで本市で進めてきた地域協働学校の機能を活かし、学校・家庭・地域の連携・協働により、より効果的な働き方改革の推進に向けて取り組んでいきたいと考えております。</p>
教育長	<p>この案件について、委員の皆様からご質問がございましたらお願いします。</p>
西山委員	<p>学校運営協議会の中で、さまざまな情報を集めることで、学校運営に活かせる部分もあると思いますので、是非、学校運営協議会を活用して、より良い学校にしていだければと思います。</p>
学校教育課長	<p>是非、そのようにしていきたいと思います。</p>
各委員	<p>(なし)</p>
教育長	<p>ご質問が無いようですのでお諮りいたします。</p> <p>第13号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(賛成)</p>
教育長	<p>賛成総員と認め、第13号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
	<p>○第14号議案</p>
教育長	<p>次に、第14号議案「ふじみ野市教育委員会決裁規程等の一部を改正する訓令」の説明を学校教育課長よりお願いします。</p>
学校教育課長	<p>ふじみ野市障害児就学支援委員会条例の一部を改正し、ふじみ野市障害児就学支援委員会の名称を、ふじみ野市教育支援委員会に変更することから、同様に、「ふじみ野市教育委員会決裁規程」「ふじみ野市通級指導実施要綱」「ふじみ野市通級指導を他市町村で行う場合の実施要綱」「ふじみ野市通級指導を埼玉県立特別支援学校で行う場合の実施要綱」に記載のある、ふじみ野市障害児就学支援委員会の名称についても、ふじみ野市教育支援委員会へ改めるものです。</p>
教育長	<p>この案件について、委員の皆様からご質問がございましたらお願いします。</p>
各委員	<p>(なし)</p>

教育長	ご質問が無いようですのでお諮りいたします。
	第14号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	(賛成)
教育長	賛成総員と認め、第14号議案は、原案のとおり決定いたします。
	○第15号議案
教育長	次に、第15号議案「ふじみ野市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則」の説明を学校給食課長よりお願いします。
学校給食課長	本規則改正は、令和8年第1回教育委員会会議でご説明しました学校給食費の改訂内容を規定するものです。現行の給食費の金額設定では、本来給食費がどのくらい必要なのかが児童生徒の保護者にとって不明瞭であるため、現在における適正な給食費を設定したく、児童生徒の保護者、教職員ともに、令和8年4月より、小学校給食費の月額を5,400円、中学校給食費の月額を6,400円に改定するものでございます。
	また、併せて、収納課より、スマートフォンアプリ支払の取扱いアプリにつきまして、令和8年度より「J-Coin Pay」の取扱いが終了し、「AEON Pay 請求書払い」及び「楽天ペイ」が新規取扱いとなる旨の報告があったため、納付書の様式中の「納付場所・取扱金融機関」から削除及び追加するものです。
教育長	今の説明で、値上げのように聞こえるかもしれませんが、中学校の増額分については、市が全額負担します。
	また、小学校分についても、法改正前ではありますが、国庫補助に加え、一部、市の公費を投入する見込みであり、保護者負担に影響はありません。
	この案件について、委員の皆様からご質問がございましたらお願いします。
各委員	(なし)
教育長	ご質問が無いようですのでお諮りいたします。
	第15号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	(賛成)
教育長	賛成総員と認め、第15号議案は、原案のとおり決定いたします。

<p>教育長</p>	<p>○第17号議案</p> <p>次に、第17号議案「ふじみ野市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱することについて」の説明を学校教育課長よりお願いします。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>学校医、学校歯科医、学校薬剤師については、学校保健安全法第23条に、これを置くものと規定されております。</p> <p>本年の3月末で任期が満了することから、新たに任期を令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間として、委嘱をするものです。</p> <p>委嘱にあたり、ふじみ野市医師会、歯科医師会、薬剤師会からそれぞれ学校医、学校歯科医、学校薬剤師として就任いただける先生方をご推薦いただきました。</p> <p>多くの先生につきましては、再任をお願いすることとなりますが、網かけの4名については、新任となります。</p>
<p>教育長</p>	<p>この案件について、委員の皆様からご質問がございましたらお願いします。</p>
<p>各委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>ご質問が無いようですのでお諮りいたします。</p> <p>第17号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(賛成)</p>
<p>教育長</p>	<p>賛成総員と認め、第17号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>○第18号議案</p> <p>次に、第18号議案「令和8年度ふじみ野市教育委員会工事計画を策定することについて」の説明を教育総務課長よりお願いします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>令和8年度に行う1件500万円を超える工事は、7件となります。</p> <p>まず、東原小学校増築棟整備工事746,900千円については、既存の2階建て校舎を解体し、新たに4階建ての校舎を増築する工事費用となります。本案件は、令和6年6月議会において「債務負担行為」を設定し、同年9月議会において契約議決をいただいたものとなります。本工</p>

事は設計施工一括発注方式で実施し、設計は令和6年9月から実施され、増築工事は令和7年9月から実施し、令和8年7月末の完成予定となっております。

次に、小学校校舎LED化工事135,000千円については、福岡小学校、亀久保小学校、西小学校、鶴ヶ丘小学校、大井小学校の校舎や外灯などの照明や電灯をLED化する工事費用になります。工事は、基本的に夏休みに実施を予定しています。

次に、東原小学校校舎大規模改造工事100,000千円は、3か年工事の1期目となります。今回の大規模工事においては、1期目にプール解体工事を中心とし、9月からの工事期間とした上で、一部管理特別校舎の内外装改修工事を実施いたします。3か年の総額は、約2,000,000千円となります。

次に、中学校校舎LED化工事55,000千円については、葦原中学校の校舎や外灯などの照明や電灯をLED化する工事費用になります。工事は、基本的に夏休みに実施を予定しています。

次に、花の木中学校校舎大規模改造工事850,000千円は、2か年工事の2期目になります。工事概要といたしましては、校舎が横一列に長い校舎ですので、半分に分けて工事を行います。令和8年度は、校舎西側部分になります。工事概要としては、屋上防水、外壁改修、内部建具改修、電気、機械設備、給排水設備の改修を行うもの。2か年の総額は1,700,000千円になります。

次に、福岡中学校A棟長寿命化予防改修工事は、2か年で実施する工事の2期目になります。工事概要といたしましては、校舎の屋上防水、外壁改修、照明器具をLED化する工事を行うものです。2か年の総額は、530,000千円となります。

最後に、博物館整備工事につきましては、令和7年から8年にかけての2か年の工事になります。旧大井図書館及び旧大井郷土資料館の建物を改修して、ふじみ野市立博物館としてリニューアルするための工事になります。

工事費総額は、2か年で、899,360千円で、そのうち、令和8年度は180,000千円となります。工事概要としては、屋上防水、内装、外壁工

	<p>事、昇降機、トイレ、外構、電気設備、機械設備改修等を実施いたします。</p>
教育長	<p>この案件について、委員の皆様からご質問がございましたらお願いいたします。</p>
吉野委員	<p>LED 照明器具の更新工事についてですが、こちらは LED の照明部分だけではなく、器具全体の更新ということによろしいでしょうか。</p>
教育総務課長	<p>そのとおりです。</p>
教育長	<p>他にご質問、ご意見等ございますか。</p>
各委員	<p>(なし)</p>
教育長	<p>ご質問が無いようですのでお諮りいたします。</p>
	<p>第 18 号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(賛成)</p>
教育長	<p>賛成総員と認め、第 18 号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
	<p>○第 19 号議案</p>
教育長	<p>次に、第 19 号議案「ふじみ野市学校運営協議会委員を委嘱及び任命することについて」の説明を学校教育課長よりお願いします。</p>
学校教育課長	<p>ふじみ野市学校運営協議会規則第 8 条に基づき、各学校長から令和 8 年度の学校運営協議会委員の委嘱及び任命について、申し出がありました。その申し出に基づき、別紙のとおり委嘱及び任命したいので、この案を提出するものです。</p> <p>委員名簿をご覧ください。学校運営協議会委員につきましては、任期が 1 年となっております。再任の方と新任の方がおり、リストに記載しております。</p> <p>なお、今後の人事異動や、自治会の総会等を経て、委員が決定する場合には、職名等のみを記してございます。</p>
教育長	<p>学校運営協議会委員に行政の課長級の職員が入っているというのは、他市と比べ珍しいケースであり、市と学校、地域が一体となって街づくりに取り組んでいるというところで、他の自治体からも評価をいただいているところです。</p> <p>この案件について、委員の皆様からご質問がございましたらお願いし</p>

茂井職務代理	<p>ます。</p> <p>本学（文京学院大学）からも学識経験者として何名か委嘱いただいています。学識経験者の有無については、特に決まりは無いのでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>特に決まりはございません。</p>
吉野委員	<p>学校によって、委員の人数に違いがありますが、条件等はあるのでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>委員の上限については、20名までとなっており、各学校の実態等に 応じて、委員の皆様とも話し合いをしながら考えていただいているところ です。</p>
教育長	<p>他にご質問、ご意見等ございますか。</p>
各委員	<p>（なし）</p>
教育長	<p>ご質問が無いようですのでお諮りいたします。</p> <p>第19号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>（賛成）</p>
教育長	<p>賛成総員と認め、第19号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
教育長	<p>○第20号議案</p> <p>次に、第20号議案「ふじみ野市文化財保護審議会委員を委嘱すること について」の説明を社会教育課長よりお願いします。</p>
社会教育課長	<p>ふじみ野市文化財保護審議会の審議委員の任期が、令和8年3月31 日までであることから、4月1日付けで委員名簿の皆様文化財保護審 議会の審議委員を委嘱したく提案するものでございます。</p> <p>ふじみ野市文化財保護審議会は、ふじみ野市文化財保護条例第4条に 基づき設置し、教育委員会の諮問に応じ、重要事項を審議し、必要と認 める事項を建議するための機関となっております。</p> <p>委員の定数は10名以内となっており、今回はすべての委員が継続、 再任いただけることとなりました。</p> <p>現在、指定・未指定に関わらず文化財を幅広くとらえた、保存・活用 を目的とした「ふじみ野市文化財保存活用地域計画」を策定中で、令和 8年度中に策定を終了予定です。現委員として、本計画について意見や</p>

	<p>審議をいただいております。また、市内文化財などへの専門的な知識や経験を有している方達で、継続して計画策定にお力をお借りしたいと考えております。</p>
教育長	<p>この案件について、委員の皆様からご質問がございましたらお願いします。</p>
各委員	<p>(なし)</p>
教育長	<p>ご質問が無いようですのでお諮りいたします。</p> <p>第20号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(賛成)</p>
教育長	<p>賛成総員と認め、第20号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
	<p>○第21号議案</p>
教育長	<p>次に、第21号議案「ふじみ野市地域学校協働活動推進員を委嘱することについて」の説明を社会教育課長よりお願いします。</p>
社会教育課長	<p>本市では、地域協働学校を推進しており、学校教育課が所管している学校運営協議会とともに地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員、地域コーディネーター（以下、推進員という。）を令和4年度から各小中学校に配置しております。</p> <p>今般、学校運営協議会委員同様、各小中学校に推進員の推薦を依頼し、推薦があった方について、推進員に委嘱したく提案するものです。</p> <p>なお、社会教育課では、令和5年度から推進員同士の情報交換の場として「地域コーディネーター・カフェ」や研修会などを開催しております。</p> <p>委員名簿をご覧ください。各小中学校から推進員の方を推薦していただきました。多くの小中学校では、継続いただく方が占め、一部新任の方がいらっしゃいます。</p> <p>学校によっては、PTA関係者と地域の方の2名体制が良いとのこと、令和8年度は、6校が2名体制となるものです。</p>
教育長	<p>この案件について、委員の皆様からご質問がございましたらお願いします。</p>
各委員	<p>(なし)</p>

教育長	ご質問が無いようですのでお諮りいたします。
各委員	第 2 1 号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
教育長	(賛成)
教育長	賛成総員と認め、第 2 1 号議案は、原案のとおり決定いたします。
	○第 2 2 号議案
教育長	次に、第 2 2 号議案「教育に関する事務について定める条例議案の作成における意見聴取について」の説明を社会教育課長よりお願いします。
社会教育課長	<p>教育に関する事務について定める条例議案の作成において、ふじみ野市長から教育委員会教育長あてに意見聴取の依頼がありました。</p> <p>依頼の趣旨といたしましては、「ふじみ野市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例」(以下、特例条例という。)の改正にあたっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下、運営法という。)第 2 9 条の規定により、教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見を聞かなければならないとされていることから、本件依頼がありました。</p> <p>運営法第 2 3 条第 1 項に「地方公共団体は、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育の事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することができる。」こととされており、本市では特例条例により、主にスポーツに関する事務を市長部局で管理執行するため平成 2 5 年 4 月に施行され現在に至っております。</p> <p>今回の条例改正内容は大きく 2 点あります。</p> <p>1 点目として、過去に運営法に改正があり、その改正に係る条ずれへの対応です。</p> <p>運営法第 2 3 条第 1 項のスポーツを規定していた部分が以前は第 1 号でしたが、第 2 号に法改正が行われたことに対応するものです。</p> <p>2 点目として、運営法第 2 3 条第 1 項第 3 号は「文化に関すること(文化財の保護に関することは除く。)」と規定されており、今般、文化に関することも市長部局で管理執行したいことから条例を改めたいと</p>

	<p>のことでした。現在、文化に関する事務につきましては、市長部局の文化・スポーツ振興課がすでに所管しております。しかしながら、社会教育課で文化団体への補助事業の予算措置を担当していた経緯があり、条例改正を見送っていましたが、現在、その事業の実施、今後、補助金の予算を社会教育課で計上することは考えづらいこととなったことから、文化に関する事務を市長部局で管理執行していくことを条例に定めたいとのことでした。</p> <p>教育委員会から市長への回答案をご覧ください。</p> <p>具体的には意見として2点、付したいと考えました。</p> <p>1点目が文化振興は市全体で取り組むもので、継続して発展していく組織体制の確立と、2点目として、市長部局と教育委員会はこれまで以上の連携強化・充実について、を提案したいと考えました。</p> <p>意見の内容も含めご審議をいただきたいと考えております。</p> <p>この案件について、委員の皆様からご質問がございましたらお願いします。</p>
教育長	
各委員	(なし)
教育長	<p>ご質問が無いようですのでお諮りいたします。</p> <p>第22号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員	(賛成)
教育長	<p>賛成総員と認め、第22号議案は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上で、公開とする議案の審議を終了いたします。</p>
教育長	<p>○第16号議案</p> <p>それでは、ここからは非公開とします。</p> <p style="text-align: center;">非公開</p>
教育長	<p>○非公開の解除</p> <p>ここで非公開を解除し、第16号議案「令和8年度ふじみ野市教育委員会職員人事について」は、原案のとおり決定いたしましたことをご報告いたします。</p>

<p>教育長</p>	<p>○各課からの報告</p> <p>次に、ここで各課から別件で報告をしておくべき事項がありましたら お願いします。</p> <p>(報告)</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>教育長</p>	<p>○次回の日程等</p> <p>続いて、次回の定例教育委員会会議についてです。</p> <p>次回は、令和8年4月21日(火)午後6時30分から、会場は第2 庁舎3階B301会議室を予定しております。</p> <p>なお、傍聴人の数ですが、5名までとさせていただきたいと思いま す。いかがでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、次回教育委員会会議の傍聴人は、先着順に5名を限度とし ます。</p>
<p>各委員</p>	<p>(了承)</p>
<p>教育長</p>	<p>○閉会の宣告</p> <p>以上で、令和8年第3回定例教育委員会会議を閉会いたします。 ありがとうございました。</p>
<p>(午後8時15分)</p>	